# 『令集解』 における「今行事」の再検討

### ľ め に

ſ±

のみならず、法家の諸説を並べ収めているため、当時の令の解釈 や運用等を知る上で有用な史料として利用されているところであ を集成した私撰注釈書であり、官撰注釈書たる『令義解』の所説 『令集解』は奈良時代中期から平安時代初期にかけての令解釈

る

多くの研究があり、その成立年代、作者、解釈の性格などが論じ わち令私記に関するものをはじめ、用語法に関するもの、格式と れ以降、『令集解』の書誌学的研究があり、また索引等が相次い 本律令の成立とその注釈書」がいわば集大成として存在する。そ られてきた。これらの研究については、井上光貞氏が著した「日 の関係を論じたものなど多岐にわたる。中でも令私記については 『令集解』にかかる研究は、収められている法家の諸説、 すな

行事という『令集解』に頻出する語句に着目することによって

で発刊されたことで、『令集解』研究は新しい段階に入ったとも 本 庄 総 子

情勢の変化に注目して令私記の変遷に論及した研究もされている。 ものであるので、令私記の解釈態度の違いにも、こうした法体系 時代は、まさに日本の法体系が整えられていく時代と重なりあう 個々の解釈に具体の差違があった場合、それは大宝令から養老令 の差異は、令私記それぞれ固有の性格から論じられることが多く ては、いまだ不十分な点があるように思う。たとえば、各令私記 みたごとくである 言えるが、その一方、『令集解』の構造を論じる研究は一段落を の変化が何らかのかたちで現れていると考えられる。本稿は、今 が、令私記は、その成立年代に約百年もの幅があり、そしてその への移行や、個々の格の施行から説明されるのが常である。社会 しかし、『令集解』、就中、これを構成する令私記の研究につい

この変化の一端を明らかにしようというものである。

- ① たとえば、西宮一民「令集解所引『古記』について」(『国語国文
- ② 宮城栄昌『延喜式の研究 論述編』(大修館書店、一九五七年)。
- ① たとえば、石上英一「「令集解」金沢文庫本の再検討」(「日本古代③ 日本思想体系 【律令】(岩波書店、一九七六年)所収。

にしたい。

(『律令註釈書の系統的研究』、塙書房、一九九一年。初出、一九七九典『『令集解』諸本の系統的研究』「『令集解』写本に関する一考察史料学』、東京大学出版会、一九九七年。初出、一九七九年》、水本浩史料学』、東京大学出版会、一九九七年。初出、一九七九年》、水本浩

年、一九八〇年)。(【律令註釈書の系統的研究】、塙書房、一九九一年。初出、一九七(【律令註釈書の系統的研究】、塙書房、一九九一年。初出、一九七

(塙書房、一九八一年)。 押部佳周『日本律令成立の研究』第二部「令注釈書の成立過程」

九九一年)、奥村郁三編『令集解所引漢籍備考』(関西大学出版部、

水本浩典・柴田博子・村尾和義編『令集解総索引』(髙科書店)

000年)。

# 第一章 令解釈における「今行事」

## 1 「今行事」の表記

立との関係から論じられたりと、『令集解』に現れる語句の中で集解』所収の各令私記の性格を論じるのに利用されたり、格式成今行事は、官司内の慣行を指すと言われている。これは、『令

も特に多く論及されてきた。今行事は令の規定やその解釈を離れ

例を精査し、令の解釈における今行事の位置づけについて明らかについては先行学説によって相違があるので、まずは今行事の用実態を知るための史料として貴重である。しかし、今行事の定義て、当時の実情を表すものであるとされているから、律令運営の

『令集解』には、今行事と表記されるものの外に、これに類する語句として、時行事、今時行事などが現れる。また、出現頻度されているものの中にも今行事に類似するものと認めてよいものされているものの中にも今行事に類似するものと認めてよいものされているものの中にも今行事に類似するものと認めてよいものがある。本稿では、便宜上、これらを総称するに「今行事」と括がある。本稿では、今行事と表記されるものの外に、これに類する語で表記することにする。

「今行事」の比較から、今行事に比べて時行事には慣行の時間的たとえば今行事と時行事の間で何らかの使い分けはされているのたとえば今行事と時行事の間で何らかの使い分けはされているのいるものもある。たとえば、宮城栄昌氏は、今行事と時行事の違いるかで、同一法学者が時により漫然と異なった用語を用いたとは思われないとされ、今行事と時行事の違とは思われないとされ、今行事と時行事の違とは思われないとされ、今行事と時行事の分布や令私記に現れるとは思われないとされ、今行事と比べて時行事の分布や令私記に現れるの語句同士、「今行事」の比較から、今行事に比べて時行事には慣行の時間的とは思われるいとされ、今行事と比べて時行事には慣行の時間的とは思われるが、生活が表情が表情がある。

として、語句の用法に差異有りと論ぜられた。し民間慣習の総括的名称をいうときは、今時、というにとどまる行事」は法例に根拠する関係官司の現行法を指すものであり、も継続性があるように感ぜられるとされた。また中田薫氏は、「今継続性があるように感ぜられるとされた。また中田薫氏は、「今

には時行事二一例と、令私記によって用語に偏りがある。○例拾うことができる。そして、古記には今行事四四例、穴記は、四大注釈書と呼ばれる古記、令釈、跡記及び穴記という4種は、四大注釈書と呼ばれる古記、令釈、跡記及び穴記という4種

古記には1例だけ時行事が現れる(禄令初任官条)。しかしこ

たかどうか、疑問である。

古記においては、これらの用語に明確な使い分けがなされている。

ないまうに、今行事に類する多様な語を用いている。少なくと条)のように、今行事に類する多様な語を用いている。少なくと

また、公式令詔書式条跡記では

今行事。詔書副,官符,下者。依,古令,不,改。

時行事録送。此前令録署名。仍因循耳とあるのに対し、公式令勅旨式条令釈では

とある。令釈と跡記では、令釈の方が先に成立している。にもか

という宮城説は、この点からも疑わしい。記は「今行事」と称しているのである。時間的継続性による差異

かわらず、令釈では前令=大宝令の規定を「時行事」と称し、跡

、為、験。故時行事。不、労、注,與端国郡里戸主姓名,耳。 穴云。三四里人。共合成。各注,,姓名。與及外須,,並注。即可穴云。三四里人。共合成。各注,,姓名。與及外須,,並注。即可穴云。三四里人。共合成。各注,,姓名。與及外須,,並注。即可穴云。三四里人。共合成。各注,,姓名。與及外須,,並注。即可穴云。三四里人。共合成。各注,,姓名。與及外須,,並注。即可穴云。三四里人。共合成。各注,,姓名。與及外須,,並注。即可穴云。三四里人。共合成。

(宣叢) ココ国ココポー コーケを満を四次口尺 専当国司の姓名を注し、時行によると、今行事では令に定めのない国郡司の姓名を注し、時行事では令所定の国郡里戸主姓名を記すのは外端のみで、もう片方の端である奥端には注さないというのである。もし時行事のほうが「時間的継続性がある」のであれば、まず奥端に国郡里戸主姓名を注さないという方式が行われるようになり、そのあとに国郡の姓名を注するという方式が行われるようになったということになる。では実際はどうだったのだろうか。

(尾端)朝夷郡満禄郷戸主□部広□調細布壱端長四丈三尺天平勝大掾正六□□天平勝宝□□□月

姓名が記されている、すなわち時行事の方式が行われていないの 若干略されてはいるものの、この例では奥端(=尾端)に戸主の 右は天平勝宝年間、 上記のような一例をもってすれば、今行事に比べて時行事の方が る時期を境にはっきりと方式が変化するというものではないが、 いることが分かる。国郡司の姓名の有無と奥端の注の有無は、 国郡司の姓名は注されており、今行事の方式が行われて 調布に記された銘文である。国名が見えず、 ® あ

である。

以下のような解釈がある 今行事濫作耳 古記云。以外不、合。謂諸王諸臣四位以下。皆不、得、営、墓。

を営むことができないとする規定であるが、それについて古記に

また、喪葬令三位以上条は、令に規定された特定の者以外は墓

慣行としての時間的継続性があるとは考えにくいと言えよう。

これは明らかに令に反するにもかかわらず、今行事と表記されて いる。中田説によれば、このような事例は今時と表記されるべき

ものだが、古記はそのような区別はしていない。

用する尺度のようなものがあるわけではないのは勿論のこと、一 の令私記中にあっても、截然と語句の使い分けがなされていたか 以上により、今行事と時行事の使い分けとして各令私記間で通

どうかは極めて怪しいというべきである。

用されているものだという通説を否定し、集解撰定当時、もしく 者)によって随所にさしはさまれたものだという説が奥村郁三氏 はそれ以後に、統一的に書き加えられたものだとしておられるの によって出されている。同氏は、今行事が各令私記により直接挙 一方、「今行事」は、『令集解』撰者(もしくはそれより後世

古記以来、各時期を通じて共通して用いられていると考えること れる。しかし、「今行事」には以上見てきたとおり、今行事、時 れるにもかかわらず、「今行事」という用語ないしは表現だけが が文体や解釈の方針などの点でそれぞれ異なっていると見受けら は難しいから、今行事は各令私記からは独立したものであるとさ しかし、この説には従いがたいように思う。氏は、令私記各説

ながらも)用いられ続けているという点については、後述のとお である(もっとも、「今行事」という語句が(多少表記を異にし を通じて共通して用いられた用語ないしは表現」などではないの 行事、於今など多様な表記があり、そういう意味では、「各時期

り、注意すべきであると思う)。

同一の項の解釈に重複して現れることが間々ある。このような重 また『令集解』には、同一内容の「今行事」が、 同一の条文の

えるのが妥当であろう。

対用する別の説の中で、当該説の成立当時に挙用されたものと考者によってそれぞれ直接に挙用されたもの、もしくはその作者が者によってそれぞれ直接に挙用されたもの、もしくはその作者が

複が頻出するということは、これらの「今行事」が『令集解』撰

り直接挙用されていたのである。「今行事」は、特に使い分けもない多様な表記で、各法家によ

## 2 「今行事」と法的根拠

見ていない。「慣行」が具体的にいかなるものを指すかについては諸説一致を

「今行事」は当時の官司内の慣行を指すと言われるが、

その

中田薫氏は、集解諸家の用語例では「今行事」も「例」と同じくかであるが、勿論すべての「今行事」がそうである訳ではない。情行として残っており、それを時行事というのであるとされた。慣出政次郎氏は、養老律令施行下、大宝律令の規定が官庁内の

令意に背く官司内当時の慣行であるが、その内容はやはり「例」

と同じく格によってのみ変更し得べき、職制、選叙、租法に関す

は、「今行事」は法的な根拠をもつものであるとされていいとして、「今行事」は法的な根拠をもつものであるとされていいとして、「今行事」は法的な根拠をもつものであるとされている。一方、岩橋小彌太氏は、令の修正も格の改訂もなくとも、令の施行の姿はたえず動揺しているものであり、令意に反して施行されるようにもなる、これを「今行事」を格式の成立過程に位置づけるとともに、「今行事」は当時の慣習法であり、社会の現実的要求から発している点で式の性質を帯びるものだったが、しかしそれが式となるには改めて成文化する必要があったとされている。中田氏の説と岩橋氏の説は、「今行事」が法的な根拠をもつものか否かという点で真っ向から対立している。また、宮城氏の説のか否かという点で真っ向から対立している。また、宮城氏の説は、「今行事」が法的な根拠をもつものか否かという点で真っ向から対立している。また、宮城氏の説は、「今行事」に一定の法的効力は認めているものの、成文法には、「今行事」に一定の法的効力は認めているものの、成文法には、「今行事」に一定の法的効力は認めているものの、成文法には、「今行事」に一定の法的効力は認めているものの、成文法には、「今行事」は、「今行事」は法的ないる。

である。 つどころか、明らかな違法行為までも含まれること前述のとおりつどころか、明らかな違法行為までも含まれること前述のとおりつどころか、「今行事」と表記されるものの中に、法令に根拠をも

対するところの慣習法との位置付けである。

とあり、禄令初任官条でも、「不定」とされる時行事があり、然今行事。或量、状降。或依"十分,降。无"定例,也。有方」の項では、

ŧ

また以下のような例も見られる。即ち、考課令衛府最条

よって正式に変更されたものである。®

いなかったり、そもそも実例が存しなかったということであろう。 かれるところがあり、実際に官司で行われている方式も一定して た「不知」とされる今行事もあった。これは令文解釈上、説の分

根拠をもつものばかりではないということの証に他ならない。 以上のように、「今行事」には明らかに法的な根拠をもたない

このような「今行事」が存するということ自体、これらが法的な

にあったかというとそうとも言えない。 ものが存する。しかし、全ての「今行事」の内容が成文法の埒外 「今行事」の中には、格に対応するものもある。たとえば田令

官戸奴婢条の古記に以下のような記事が見える。

問。家人奴婢六年以上。同良人給不。答。与,,良人,同。

皆六

年以上給」之。但今行事。賤十二年以上給」之。

この今行事では十二才以上に班給とされている。この規定は格に 本来なら、家人や奴婢は六才以上になれば口分田を班給されるが、

るべき旨定められているが、「若无者。得於傍国通取」とされ また、選叙令国博士条では、国博士と医師は当国内で取り用い

充 式部例。 傍国非,,当国,者。皆為,,傍国。若傍国无者。 従,朝廷,補任者。考限叙法皆同,内分番,也。古 取!!京人!

その項には以下のような解釈が見える。

記云。傍国謂非,,当国,者。皆為,,傍国。 人,充也。問。長門国得,於津国取,不。答。得。但今行事。 若傍国无者。取i京

この今行事に対応する格も実際に出ている。この格は国博士につ

従,朝廷,補任耳。

博士の制よりもさほど隔たらない時期に出たのであろう。 国にふさわしい者無ければ朝廷から補任するとした格が、この国 いてのみ規定したものだが、おそらく医師についても当国及び傍 さらに、職員令内膳司条「典膳六人。掌造供御膳」の項の解釈

は次のとおりである。 穴云。非,,自就,手造,也。率,,膳部,令,,領造,耳。引,,大膳職

掌,為、證耳。時行事。 以"高橋阿曇之名負人」任者名"奉膳

以,,他人,任者為,正也。

喜式」にも収められた。

当該時行事の内容は勅により正式に定められたものであり、

延

事」もあり、法家がそれぞれ「今行事」を挙用する時には、 とができるようにも見える。しかし、明らかに法に反する「今行 然的に格や式、諸司例などに対応する内容のものが多い。そのた め「今行事」は、一見、格式の先蹤や慣習法として位置づけるこ 「今行事」は「実際に行われていること」であるがために、必

(427)

がいかなる法的な効力を有しているかなどは関心の外にあるとみ

# 3 令解釈の手法としての今行事

「今行事」は様々な表記で現れるが、表記が違ってもその実質「今行事」は様々な表記で現れるが、表記が違ってもその実質を形式面から定義すれば、「実際の律令運用のあり方として法家を形式面から定義すれば、「実際の律令運用のあり方として法家を形式面から定義すれば、「実際の律令運用のあり方として法家を形式面から定義すれば、「実際の律令運用のあり方として法家を形式面から定義すれば、「実際の律令運用のあり方として法家を形式面から、表記が違ってもその実質

手法である。

しかし、古記から穴記、成立年代に約百年もの幅がある各令私記間において、連綿と「今行事」が(多少表記を異にしながらも)用いられ続けているという点は注目してよい。「今行事」が、各令私記の作者によって、何らかの共通の認識のもと用いられていた。それでいてその表記は一定しておらず、その内容も多岐にわたる。要するに、「今行事」は、法家によって用いられた令にわたる。要するに、「今行事」は、法家によって用いられた令にわたる。要するに、「今行事」は、法家によって用いられた令にわたる。要するに、「今行事」は、法家によって用いられた令にわたる。要するに、「今行事」は、法家間の教授の系譜の違いによるというような表記上の偏りは、法家間の教授の系譜の違いによるというような表記上の偏りは、法家間の教授の系譜の違いによるものと考えられる。

令解釈の手法の代表格に「挙軽明重」がある。 たとえば公式令

外官赴任条「子弟年廿一以上」の項の義解では、

謂。子孫弟姪也。不」称,父祖伯叔之類,者。挙軽明重之義也。

祖伯叔などは当然連れて行けない、とする勿論解釈ともいうべきや孫を連れて行けないというのは最低限を記したものだから、父後輩の者をいう。父祖伯叔などについては規定していないが、子後輩の者をいう。父祖伯叔などについては規定していないが、子とある。外官が赴任するときに連れて行けない者として、令文はとある。外官が赴任するときに連れて行けない者として、令文は

例)、穴記(五例)など様々である。「挙軽包重」、「挙賤包貴」などのバリエーションがあり、またこの手法を用いる令私記も、義解(四例)、古記(四例)、令釈(六の手法の場合も、表記としては「挙軽明重」、「挙軽知重」、

あると考える。 はするが、共に解釈の手法として法家の間で受け継がれたものではするが、共に解釈の手法として法家の間で受け継がれたもので

考えられ、実際にそのように運用されていたか、少なくとも義解などで定められた方式をそのまま引載しているだけということもうあるべき」という観念的なものである可能性もあるし、また格の表解まで共通して見られる。しかしそれは令意に即すれば「こら義解まで共通して見られる。しかしそれは令意に即すれば「こらを解釈の傍論として、律令施行のあり方を記す例は、古記か

や令私記の文面を見ているだけでは分からないものが多い。そう の)であることが担保されているのがこの「今行事」という法解 した中、実際に行われていたもの(として令私記作者が記したも

釈の手法なのである。

③職掌、④官人等の勤務実績、といった用例がある。このうち②に属 するものは今行事に類するものと考えられる。 続きや職務遂行の方式、②各官司など、世で実際に行われている方式 「行事」は多義の語であって、大まかに分類すると、①具体的な手

請。顕功当時。遺例後代」との記事が見える。ここでの「当時」は 容易に結びつくものだったことが察せられる。また、時代は下るが、 「後代」に対する語であり、「当時」が「今」を表す例となる 『日本三代実録』元慶七年(八八三)十一月五日戊申条の勅には「望 「今行事」の中には今時行事というものもあり、「今」と「時」 が

八二ページ。 宮城栄昌『延喜式の研究 論述編』(大修館皆店、一九五七年)、二

4 初出「法制史研究」一、一九五一年)。 中田薫「古法雑観」(『法制史論集』第四巻、 岩波書店、 一九六四年

(5) 今行事及び時行事を、 四大注釈書ごとに集計すると次の表のとおり

時行事	今行事	
— 例	四四例	古記
四例	七例	令釈
一例	六例	跡記
二例	八例	穴記

- (6) 『正倉院宝物銘文集成』第三編 調庸関係銘文三五号。
- (7) 奥村郁三「令集解における「今行事」について」(『関西大学法学論

集]二三一四、 五、六合併号、一九七三年)。

田令班田条「申太政官」の項、田令置官田条「謂中々戸以上戸」の

滝川政次郎『律令の研究』(刀江書院、一九三一年)、一五四ページ。 考課令内外官条「並集対読」の項。

(1) 中田蕉前掲論文。 (10) (9)

岩橋小彌太『律令裘説』(吉川弘文館、 一九七二年)、一七七ページ。 職員令左京職条「器杖」の項、公式令詔書式条「訖施行」の項など。

(14) 禄令初任官条。 (13) 12

宮城栄昌前掲書、二八一ページ。

(15) 喪葬令官人従征条「皆給殯斂調度」の項

17 16 『続日本紀』養老七年(七二三)十一月癸亥条。

『続日本紀』大宝三年(七〇三)三月丁丑条。

(18) **『続日本紀』神護景雲二年(七六八)二月癸巳条** 

(19) 「延喜式」式部上内膳司条。

学派を異にしたか。 跡記には「挙軽明重」等を用いた例が見えない。偶然か、それとも

21 考慮すべきである。」 る立場であるから、その解釈が現行の慣例とは異る場合があることも 宮城栄昌前掲書、二八六ページ「義解は令意の正当な解釈を堅持す

## 第二章 令私記における「今行事」の挙用態度

認識はあったものと見られる。しかし、「今行事」を各令私記ご 法家の間には「今行事」を挙用するにあたって、一定の共通する 「今行事」は令解釈の手法として用いられていたのであり、

を明らかにしたい。 以下、主な令私記ごとにその挙用の態度を論じ、その差異の意義とに見ていくと、その挙用の仕方には各令私記間で差違がある。

### 1 古記

1

古記における「今行事」

立とする説に落ち着いている。 古記は大宝令の注釈書であることがはっきりしている唯一の令 大記である。その成立年代は多くの先行研究により上限下限がか のの成立年代は多くの先行研究により上限下限がか

古記には今行事が四四例も見えるのに対し、時行事は一例しか 見えない(禄令初任官条)。しかもこの時行事は、「一云」と古記 見えない(禄令初任官条)。しかもこの時行事は、「一云」と古記 者が別書の文句をそのまま忠実に引用したものかという疑いがあ る。また、今行状(神祇令神戸条)、時人(選叙令遷代条)、今時 人(戸令聴養条)といった語句が見えるが、いずれも一例ずつで ある。古記では今行事という表記が最も好まれた。

宮衛令宿衛器杖条「凡宿衛器杖。若有人称勅索者。主司覆奏。然こうした古記の態度は、令釈と比較する時、一層鮮明である。うことが見てとれる。

際、「今行事」を含む解釈を見ていくと、古記が令の字句の解釈

索求也。音所載反。主司。謂判官以上也。古記云。主師覆奏。釈云。…(中略)…称」勅索者。主司覆奏。賈逵注国語曰。

謂判官以上。今行事。不,,覆奏,直即付,之。

後付之」には次のような解釈が施されている。

その覆奏を担当する「主師」が何を指すか解き明かしたところで、意以上」と記している。そもそも覆奏が行われていないのだから、だして字句解釈に終始している。一方、古記は「主師覆奏。謂判だして字句解釈に終始している。一方、古記は「主師覆奏。謂判だして字句解釈に終始している。一方、古記は「主師覆奏。謂判だして字句解釈に終始している。一方、古記は「主師覆奏」(大宝令では「主師覆古記によると、令に定める「主司覆奏」(大宝令では「主師覆

そしてこの態度は、実際の運用が令意に背くものであっても変

んでとるのである。

の解釈をした上で実際の運用を付すという解釈態度を、古記は好実際の行政運営には何の意味もなさないのではあるが、令の字句

するのはその著作態度のあらわれとされているところである。実

た実際的ともいわれる。そして、古記において「今行事」が頻出

古記の解釈の態度は、たいへん日本的な解釈をするとされ、ま

る。

状は多く存していた。古記はそれを「今行事」として忠実に記し うな法的根拠をもつにしろ、もたないにしろ、令意に沿わない現 くものをこそ挙げておこうとしているかのごとくである。格のよ わらない。むしろ古記はこうした解釈に積極的であり、令意に背

たのである。

る「今行事」は令意にかなわぬものとして立ちあらわれることが 説く令意と現状とを対比させ、批判的に論じることによって令意 を明らかにすることにあったと考えられるのである。古記におけ 以上より推せば、古記が「今行事」を挙用する目的は、 古記の

戸令応分条

問。女子无,,分法,若為。答。大例。女子既従,夫去。 日。装束不、軽。又棄妻條。皆還,,所、齎見在財之時。即是与,, 出嫁之

不」合」分也

」无」分。宜依新選。与",男子之半。以充",嫁装。出嫁還来。更 父母, 財也。所以更不, 分論。然則未, 出嫁, 在,室女。不,合

受けたものと見られる今行事が田令功田条「下功伝子」の項に見 令の規定を肯定する解釈をしている。この応分条の改定の影響を かった女子の相続権が養老令で認められており、古記はこの養老 れた条文である。また、戸令応分条では、大宝令では認められな 舎人最条は、古記が「不用」とするとおり、養老令において除か

える。

謂。男女同。釈云。称」子者。 男女同。 …(中略)…穴云。

···朱云。···(中略)···称、子者。男女養子並同者。畴。古記云。 称,子。男女同。…(中略)

下功伝」子。謂女子不」入二子之例,也。今行事。女子亦伝。

記が挙げる今行事もまたこれが肯定されている現状を記している が挙げられている。そして、諸令私記が肯定する立場をとり、 ここでは女子の功田相続権について、肯定する説と否定する説と

(2) 「今行事」と新会 ところで、古記成立当時は、養老令が制定されながらいまだ施

多かった。

行されず、大宝令が現行法としてあった時代である。そして、古 記作者は養老令の条文を参照できる立場にあったらしく、「新令」 「新選」などとして次のとおり養老令の条文を引用することがあ

考課令舎人最条

令除而不」取。仍為,不用 舎人。此分番。若為得」最。答。未」詳!! 其理。此條。

新、

のに対し、古記本文だけは否定している。

ものを追求する姿勢、機械的な解釈のあり方が現れている。 古記は考課令舎人最条など大宝令の条文の不整合と見られる。 については不整合を認めた解釈を付しているし、戸令応分条のよ の立場をとっている。古記にしてみれば、応分条の女子相続 否定の立場をとっている。古記にしてみれば、応分条の女子相続 でもあったのだろうか。そこには、現状とは関係なく、令意その でもあったのだろうか。そこには、現状とは関係なく、令意その でもあったのだろうか。そこには、現状とは関係なく、令意その でもあったのだろうか。そこには、現状とは関係なく、令意その でもあったのだろうか。そこには、現状とは関係なく、令意その

大宝令と養老令の間に、制度そのものの変更をせまる差異があった宝令と養老令の間に、制度そのものの変更をせまる差異があった。 は行わず、大宝令の条文に沿って解釈するのが通常である。しかし、このように稀にではあるが、養老令の条文に沿った運用しやすくするよりも、未施行の養老令を引用して説明する方が妥当であろうと古記が判断したためではないかとしておられる。しかし古記が養老令を引用して解釈するのは稀であるから、この点、検討を要する。 古記は条文の不整合は正すべきものと考えていた。そういった 今の改定については肯定的であり、解釈においても養老令を引用 し、翻って大宝令の規定の不備を指摘することがある。しかし、 大宝令と養老令の間に、制度そのものの変更をせまる差異があっ 大宝令と養老令の間に、制度そのものの変更をせまる差異があっ

に稀であるという点からこれが推測できる。の規定に沿った解釈をする例が皆無ではないにもかかわらず非常

た場合、これに沿って解釈を施すことには消極的である。

つまり古記としては、令意を損なう解釈を生みかねない条文のつまり古記としては、令そのものは固定したものと考えていたようである。この態度が当時の法家全体についていえる態度であったとすれば、養老令の改定がほとんど字句修正にとどまっためったとすれば、養老令の改定がほとんど字句修正にとどまったかった理由もここから推測できるように思うが、これについてなかった理由もここから推測できるように思うが、これについてなかった理由もここから推測できるように思うが、これについては後述する。

一人である古記作者の令に対する態度は注意すべきである。「何」が生まれた時代とも近接している。こうした時代の法家の「例」が生まれた時代とも近接している。こうした時代の法家のお記が成立した時代前後には、令の細則の治定を主要任務とす

### 令釈

2

いる。令釈は令の注釈書として、当時権威ある書物であった。ま六年(七八七)から延暦十年(七九一)の間に成立したとされて六年(七八七)から延暦十年(七九一)の間に成立したとされて、延暦

養老令

さかんに引用することが挙げられている。 たその解釈の特徴としては、字句解釈に当たって、 中国の典籍を

否かを考慮することなく単純に継承して記したのではないかとい を意識していたために、その今行事が実際に世で行われているか ともとれる。しかし、その一方で、令釈は古記の記す「今行事」 事」が実際に行われていたために、このような重複が起きたのだ る。古記の時代から令釈の時代に至るまで、そのような「今行 例中三例、約半分の今行事は、古記に見える今行事と同内容であ 令釈には、今行事は七例、時行事は四例見える。この今行事七

だが、禄令食封条の位封・位禄を定めた項について古記が 但今行事位禄以二十月,給々。

う疑いも存するのである。

と説くのに対し、令釈は

位禄者。式部例。十一月給」之。

とが一致しなくなっている場合、それを単純に継承したりはして ものか、単なる式部省の慣例を指すものかは判然としないが、こ としている。ここに出てくる「式部例」がいわゆる所司例を指す 令釈の式部例は十一月支給とする。 こで古記の記す「今行事」が十月に位禄支給としているのに対し、 令釈は、 古記の今行事と現状

いなかったものと考えられる。

継される可能性がないではない。このことは「今行事」を含む史 法家の認識如何では、他の令私記から「今行事」として単純に承 釈の当時には実際に行われていないものでも、その解釈を施した もっとも、「今行事」は令解釈の一手法であるがゆえに、

料を用いる際には留意すべき点であると思う。 れた大宝令の規定が依然残っている現状を説いたものである。 宝令施行下に成立した古記には、当然このような類例は無い。令 時行事の方に目を移すと、その4例中2例は、養老令で改訂さ

大

釈において初出である。

令釈に見える「今行事」は、先の古記に比べて遥かに少ない。

令釈の作者の属した学派の流れが、あまり「今行事」を用いなか そうした意識はかなり薄れているということができよう。 として「今行事」を克明に記していたのに対し、令釈においては ったということもあるかもしれないが、古記が令意に反するもの

跡 記

3

われている。 釈よりはあとだが、さして年代の隔たらない時期に成立したとさ れる。その解釈の態度としては、 跡記は延暦十年(七九一)から延暦十二年(七九三) 簡潔で、 かつ即物的であるとい 令

の規定が残っているもの、いわゆる古令因循の今行事も見える二例は、令釈と同内容のものである。養老令で改訂された大宝令い記には今行事が六例、時行事が二例見られる。今行事のうち

解釈が施されている。のか判然としないところがある。戸令造戸籍条では以下のようなのか判然としないところがある。戸令造戸籍条では以下のような次に時行事は二例としたが、こちらはそもそも跡記の文である

(公式令詔書式条)。

之年是。跡云。同¸之。時行事亦如¸之。但穴云。…(後略)穴云。間。称៉籍年¡者。始年歟。為当終年歟。答。今説。始

ていたい。 で態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。 な態度が弥記にも見られるのかどうか、断定しがたい。

ここではそれを指摘するにとどめておきたい。く、「今行事」を挙げようとする意識は強くなかったと言えよう。

### 4 穴 記

弘仁よりも降る可能性が高いとされており、令釈や跡記よりも新

穴記の成立年代については諸説あるが、早くても延暦末年以降。

長・瑣末な論を展開することが多いとされている。 長・瑣末な論を展開することが多いとされている。 長・瑣末な論を展開することが多いとされている。 院で記には、令釈や跡記とはうって変わって大量の「今行事」が た記には、令釈や跡記とはうって変わって大量の「今行事」が たこと である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち である。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち で記にみえる「今行事」を通観するに、今行事、時行事などと 穴記にたあと、その具体的内容を明記しない場合がすこぶる多い。

穴云。今私案。食薦等者。可」トイ゙ル此司職掌。時行事亦如」之。職員令大膳職条|率膳部以供其事」の項

とおりである。

跡記が挙げる「今行事」は類例が少ない。跡記は、令釈と同じ

賦役令調皆随近条「具注国郡里戸主姓名」の項

、依、文。国郡司不、注"姓名"。但今行事別也。 穴云。三四里人。共合成。各注"姓名"。與及外須"並注"即可

そのようになされているではないか」という論法である。そのようになされているではないか」とされる。「別なり」とされる時は、右の例のように、その具体的な内容を記さないこともある。「この令文はこのように解すべきである。「別なり」とされる時は、「の今文はこのように解すべきである。「別なり」とされ、解釈と「今行事」が一致する時は「亦た此くのごとし」とされ、解釈と「今行事」が一致する時は「亦た此くのごとし」とされ、解釈と「今行事」が一致する時は「亦た此くのごとし」とされ、解釈と「今行事」が一致する時は「亦た此くのごとし」とされ、

検"時行事。朝集使公文。大帳公文者。一度四十巻以上許進下のような例がみえる。

送。尚放"此條"限"三百"了哉。

定するときは、穴記の場合、好んで時人という用語を使う。おりの運用は困難なのではないか」と言っているだけであり、令が別の運用は困難なのではないか」と言っているだけであり、令の解釈と現状との対比という古記のごとき構図は見られない。穴の解釈と現状との対比という古記のごとき構図は見られない。穴の解釈と現状との対比という古記のごとき構図は見られない。穴の解釈と現状とそのまま受にするときは、穴記の場合、好んで時人という用語を使う。

は古記が、「今行事」を令意と対比させて批判的に論じていたのために「今行事」を挙用しているものと見られるのである。これつまり穴記は、自説に幅をもたせたり、論旨を補強したりする

5 「今行事」の挙用態度の変化とその背景

とは対照的である。

あった。 された「今行事」も、解釈において肯定されるようになることが色濃い。しかし、時代が降れば、古記において令意にかなわぬと色濃い。しかし、時代が降れば、古記において令意にかなわぬものという性格が

であると記している。しかし穴記は、解釈として内舎人は奏任位子孫条によれば内舎人は式部選充とするのが正しいが、今行事位と孫条によれば内舎人は式部選充とするのが正しいが、今行事たとえば古記は、選叙令任官条「余官奏任」の項で、軍防令五

料について、古記は、

また、戸令造戸籍条「所須紙筆等調度」の項で、造籍書生の食

問。造籍書生等食料。若為処分。答。此皆合¸出。但今行事、問。造籍書生等食料。若為処分。答。此皆合¸出。但今行事、

官給耳。

すべきところ、今行事では官給だというのである。一方、義解はとしている。造籍書生の食料は、本来、当該造籍にかかる戸が出

151 (435)

以下のとおりである。

謂。墨軸帙带之類。即食料者。用,,官物,給

ここでは官撰注釈書である【令義解】において肯定されているの古記の解釈では令意に反するものとして記されていた今行事が、

他の解釈と合わせ見るとき、一層鮮明である。較して批判的に論を展開するという古記の解釈態度は、こうして較して批判的に論を展開するという古記の解釈態度は、こうして

では、各令私記における「今行事」の挙用態度の差違は何故生

じたのであろうか。

大学寮に明法科が置かれた。令師が活躍したのもこの時期である。 大学寮に明法科が置かれた。令師が活躍したのもこの時期である。 学博士(のちの明法博士)が新設され、天平二年(七三〇)には 古記の成立は天平十年(七三八)頃。神亀五年(七二八)に律

いた。

況だった。しかもこの令を担う人材はまだ育成段階であり、令の性質が強く、拠るべき法典としてはまだ令に帰らざるを得ない状過渡的な代用物」であって、執務の便宜のために生まれたというおられるところによれば、「何れ本格的な式が編纂されるまでのおられるところによれば、「何れ本格的な式が編纂されるまでのが亀年間頃からは「例」が続々と編纂された。しかし、この神亀年間頃からは「例」が続くと編纂された。しかし、この

知識は一部専門家に偏っていた。おそらくは大宝律令撰定にも深

けであるので、令そのものに依拠して現状には赴かない機械的解対する配慮から、自ずと日本的になり、また拠るべきものが令だような状況下だった。そこでその解釈は、律令に馴染まない者にく関わったであろうと推測される法家が古記を著したのは、このく関わったであろうと推測される法家が古記を著したのは、この

釈となったと考えられる。

一方、穴記は延暦末年以降に成立した。延暦二十二年(八〇一方、穴記は延暦末年以降に成立した。建令に反する規定や律令に明文の無い方式が編纂され、法した。律令に反する規定や律令に明文の無い方式が編纂され、法として確立していった時代と言える。穴記が令本体を離れて「今として確立していった時代と言える。穴記が令本体を離れて「今として確立していったのである。法体系は古記の時代、公がに論ずべきものだったのである。法体系は古記の時代に比べ、遙かに高度になって行うものではなく、格式等との関連で有機的に論ずべきものだったのである。法体系は古記の時代に比べ、遙かに高度になって

釈しなくても、既にある解釈に拠って運用すればよくなったのでの公定である。令を用いる者は、わざわざ令文に帰って一から解十二月に詔により「畫一之訓」として発布されている。令の解釈は立、承和元年(八三四)に施行された。『令義解』は承和元年生むことになった。そこで天長十年(八三三)には『令義解』が上さいなくても、既にある解釈に拠って運用すればよくなったの解釈はしかし、必然的に諸説を

ある。

完全に失われた。
市述のとおり、古記は、「令意を損なう解釈を生みかねない条前述のとおり、古記は、「令意を損なう解釈が公定されてしまえば、このような令改定も最早必要なくな文の不整合」をただすための令改定には肯定的であったが、令の文の不整合」をただすための令改定には肯定的であったが、令の文の不整合」をただすための令改定には肯定的であったが、令の文の不整合。

事」もその役割を終えた。『令義解』には、「今行事」は一切現れた。降って穴記の時代、「今行事」は解釈に幅を持たせたり、論旨を補強するために使われた。その役割は対照的だが、しり、論旨を補強するために使われた。その役割は対照的だが、しり、論旨を補強するための対比に利用された。降って穴記の時代、「今行事」は解釈に幅を持たせたり、論旨を補強するための対比に利力に対している。

- 晃「「令集解」研究史一覧 ――令私記の成立をめぐって――」(『日岩波書店、一九七六年)。なお、各令私記の研究史については、川島② 井上光貞『日本律令の成立とその注釈書』(日本思想体系『律令』、

・中世史 研究と資料』四、一九八九年)参照。

- たとえば、喪弊令服紀条では、「君」の注として、「俗云須売良美己」たとえば、喪葬令服紀条では、「君」の注として、「俗云知々於毛也」、止也」と記している。他にも同条で、「父母」には「俗云知々於毛也」、「夫」には「俗云乎比人也」と解釈を施しているのをはじめ、親族の呼び方、といった意味ではない。「俗」とは「谷にぶり」、即ち日本でのあり方を指す言葉である。喪葬令親王一品条古記では「此間俗」として見える。「此間」という用語そのものにも「日本の」という意として見える。
- 、戦員令左馬寮条「配給穀草」の項、賦役令水旱条「若桑麻損尽」の、職員令左馬寮条「配給穀草」の項、賦役令水旱条「若桑麻損尽」の

4

- ⑥ 賦役令水旱条「若桑麻損尽」の項。
- ⑦ 例として、考課令官人景迹条「功過並附」の項。
- 点――」(『國學院大學日本文化研究所紀要』九〇、二〇〇二年)。 ⑧ 宮部香織「大宝令注釈書「古記」について――研究史の整理と問題
- 下、一九六二年)。 代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年 初出『日本古代史論集』 の 虎尾俊哉「「例」の研究 ——八十一例、諸司例、弾例——」(『古
- ) もっとも、古記作者独りの態度をもっていたことを思うとき、看過でき 正視の程が見て取れる) 権威をもっていたことを思うとき、看過でき 重視の程が見て取れる) 権威をもっていたことを思うとき、看過でき 重視の程が見て取れる) 権威をもっていたことを思うとき、看過でき 重視の程が見て取れる) 権威をもっていたことを思うとき、看過でき ないものと考える。
- 井上光貞前掲論文。

1

- 年)、黛弘道「令釈の成立年代について」(『史学雑誌』六三―七、 九五四年)、井上辰雄「跡記及び穴記の成立年代」(『続日本紀研究 一二三号、一九六四年)。 亀田隆之「令釈説の成立について」(『日本歴史』 五四号、一九五二
- 田令置官田条、選叙令授位条、考課令内外官条
- しておられる。(同「例」(『神道学』五〇、一九六六年))。 岩橋小彌太氏はこれを「式部省の慣例といふことだと思はれる」と
- 一一、一九七〇年)。 註⑫井上辰雄論文、押部佳周「跡記と穴記」(『神戸学院大紀要』一 職員令左京職条、公式令勅旨式条
- 井上光貞前掲論文。
- (19) 田令班田条、考課令内外官条
- 職員令中宮職条、戸令造戸籍条
- 井上光貞前掲論文。
- (21) 井上光貞前掲論文。
- 田令班田条、賦役令調皆随近条
- 賦役令水旱条、選叙令本主亡条、儀制令文武官条、公式令便奏式条 公式令計会式条、公式令授位任官条 職員令民部省条、職員令大膳職条、後宮職員令蔵司条、田令口分条
- その他の例として、田令班田条。
- 選叙令遷代条、公式令過所式条
- 虎尾俊哉前揭論文。

### お わ 6) C

従来、「今行事」は「当時の官司内の慣行」などとされてきた。

べき実際の律令運用のあり方として法家が記したもの」であり、 とはできない。「今行事」はむしろ、「令解釈において参考にする しかし「今行事」が指し示す内容は雑多で、これを一義に括るこ

令の解釈を佐ける一手法であったものと考えられる。

てゆき、令の解釈が公定されるに至って、令の解釈にテクニック 記はどこか揺れた態度をとっている。この法体系が徐々に確立し りしていない段階であり、律令の改定ということについても、古 古記成立の頃は、律令、格式、解釈の三者の体系がいまだはっき 解釈する者の法体系に対する意識が自ずと反映される。すなわち、 そしてそれが解釈の手法であるがために、その挙用態度には、

=手法は不要となり、「今行事」も姿を消すことになる。

は見えている。そこには、令私記の性格や個々の法の改変・施行 老令の条文というほぼ同一の対象についての解釈が『令集解』に あり、そうした異なる時代に活動した法家による、大宝または養 の差違が浮き彫りになっているものと考えられるのである。 の影響にとどまらない、法体系の変化、それに対する法家の認識 『令集解』に収録された令私記の成立年代には約百年もの幅が

という令の改定についても少し論じたが、こちらは「今行事」と って、この認識の差違を論じたものである。大宝令から養老令へ 本稿は「今行事」という、各令私記に現れるひとつの語句に拠

今後の課題として、ひとまず本稿を閉じたいと思う。体から見ればいかなる史的な流れが見て取れるか、また法家の法体系に対する認識が、どこまで母法唐令の影響を受けたものであ体系に対する認識が、どこまで母法唐令の影響を受けたものであるのか、日本固有の問題はどこからか、といった点については、

ページ))に触れた。あわせて参照されたい。 て」(『律令註釈書の系統的研究』(塙書房、一九九一年)三七五提言する水本浩典氏の論考(「『令解集』のデータベース化につい程言する水本浩典氏の論考(『令解集』のデータベース化について

1944 and the Southern Development Bank Note continued to be issued. The Ba Maw administration opposed this on the grounds of currency autonomy. Japan compromised with Burma and agreed to cease the issuance of the Southern Development Bank Notes and to fund the military budget by borrowing the Burma National Note with interest. Furthermore, Japan agreed to notify in advance the requisite monthly supply and to deposit Japanese yen as security. Japan no longer had sufficient authority to enforce arbitrary policies in occupied areas. The "counterattack of Asian countries against Japan" that has been indicated by other researchers can be seen to have occurred in Burma as well.

The Ba Maw administration has often been described as trying to enhance the autonomy of Burma. This paper demonstrates that it vehemently opposed Japan and was never a puppet government under Japanese control. However, due to the disruption of transportation in the deteriorating war situation, the new bills of the National Note of 3 billion Kyat that were printed in Japan were never delivered to Burma

A Reexamination of the Phrase "Ima no gyouji" in Ryo no shuge

by

### HONJO Fusako

The aims of this study are first to confirm the meaning of the term "ima no gyouji" in Ryo no shuge and clarify the changes in the consciousness of legal scholars as seen in interpretations of the ritsuryo codes from the mid-Nara to the early-Heian period.

Ryo no shuge is a privately compiled collection of commentarial writing on the administrative code, ryo, and contains not only the commentary from official Ryo no gige but also juxtaposes it with various commentaries of scholars of the law. The term "ima no gyouji" that is found in the commentaries of the scholars was used as a historical source that indicated the current circumstances and standard practice within the bureaucratic offices of the time. In my view, the use of the term "ima no gyouji" was a method for establishing an argument by legal scholars to interpret the administrative code, and use of the term functioned to supplement and strengthen their own theories.

The commentaries within the Ryo no shuge that chiefly used the method of re-

ferring to "ima no gyouji" were the *Koki*, which is from the Nara period, and the Anaki, from the early-Heian period. The aim of the *Koki* in enlisting the term "ima no gyouji" was to contrast the current situation with meaning of the law (or codes) as understood by the author. In contrast to this method of arguing critically to clarify the meaning of the law, the aim of the *Anaki* in using this method was to broaden the author's own exegesis and fortify the gist of his argument. Thus there was a gap between the period of the *Koki*, immediately after the institution of the *ritsuryo* codes, and the period of the *Anaki* whose explications of the codes were not limited to the *ryo* alone but which were organically linked to the supplementary regulations, *kyaku*, and procedures, *shiki* when treating the *ryo*.